解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月二十一日

熊本県八代市永碇町一〇三一番地一

有限会社ケーキハウスめいぷる

清算人　髙陽　繕史

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月二十一日

熊本県八代市田中北町三号六番地

八代包装株式会社

代表清算人　海付　康幸

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月二十一日

沖縄県那覇市首里平良町二丁目六五番地

特定非営利活動法人沖縄スポーツ支援会

代表清算人　永山　修

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十七年三月二十日付筑西市長の認可により平成二十七年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月二十一日

茨城県筑西市中館五二一番地

社会福祉法人延命福祉会

清算人　松居万寿代

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十七年三月二十三日金沢市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月二十一日

石川県金沢市無量寺一丁目九九番地

金沢市無量寺第二土地区画整理組合

清算人代表　稲本　誠一

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十六年十二月二十五日総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月二十一日

大分県玖珠郡九重町大字粟野八七八番地

田中生産森林組合

清算人　菅家　行敏

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十七年三月二十三日北広島市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年四月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月二十一日

札幌市中央区北一条西一〇丁目一番一二

原田ビル内

北広島市大曲幸土地区画整理組合

代表清算人　安丸　俊雄

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十六年十一月三十日開催の臨時社員総会の決議並びに東京都知事の認可により平成二十七年三月三日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年四月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月二十一日

東京都中野区新井五丁目二五番五号林ビル二階

医療法人社団秋山会

清算人　林　敬子

解散公告（第二回）

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年四月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月二十一日

広島県三次市三良坂町三良坂二八一番地一

農事組合法人三次椎茸種菌センター

清算人　齊木　亨

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十七年三月二十七日付呉市長の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年四月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月二十一日

広島県呉市的場三丁目七番一二号

社会福祉法人三峰会

清算人　米田　寛

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十七年三月十一日熊本県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年四月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月二十一日

熊本県八代市田中町三八八番地

八代市田中町土地区画整理組合

代表清算人　福島　秀治

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十七年三月三十日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年四月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月二十一日

宮城県仙台市青葉区支倉町二番四八号

宮城県建設業厚生年金基金

代表清算人　河合　正広

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十七年三月二十五日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年四月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは、清算から除斥します。

平成二十七年四月二十一日

埼玉県さいたま市大宮区浅間町一丁目一七二番地二号

埼玉県自動車販売整備厚生年金基金

代表清算人　岩田　淳

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十七年三月三十一日佐賀県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十七年四月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月二十一日

佐賀県伊万里市波多津町辻五二六五番地

辻生産森林組合

清算人　百武　誠

配当公告

最後の住所愛知県豊川市西塚町三丁目一〇番地の一レオパレス英二〇二号

破産者　亡島崎佳世子相続財産

右の者に対する名古屋地方裁判所豊橋支部平成二十六年（フ）第一一八号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金二六、五四〇、八七五円

一、配当をすることのできる金額

金二六、五四〇、八七五円

平成二十七年四月二十一日

愛知県豊橋市駅前大通一丁目二七番一カー

ニープレイス豊橋六階

破産管財人　牧野　洋逸